

## 舞鶴市農業委員会「農地利用最適化推進委員」募集要項

### 1. 募集人数

1人（第4区：志楽地域）

### 2. 任期

農業委員会が委嘱した日から令和5年7月19日まで。

### 3. 身分

舞鶴市の特別職の非常勤職員

### 4. 職務内容（他地域の推進委員との連携が必要な場合もあります。）

- ①担い手への農地利用の集積・集約化活動
- ②耕作放棄地の発生防止・解消活動
- ③新規参入の促進等に関する業務に伴う現地での調査、指導等
- ④農地の利用状況調査・意向調査、農地法等にかかる現地調査等
- ⑤京力農場プランの実質化活動及び各種研修会等の参加
- ⑥必要に応じて農業委員会総会等で意見を述べること

### 5. 報酬

年額：180,000円

### 6. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 舞鶴市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員、暴力団員等又は暴力団密接関係者

### 7. 推薦及び応募に係る手続等

既定の様式に必要事項を記入のうえ、郵送または持参により、舞鶴市農業委員会事務局（農林課内）にご提出ください。（推薦者が3名を超える場合は別紙を利用してください。）

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

個人が推薦する場合	様式第1号
法人又は団体が推薦する場合	様式第2号
応募する場合	様式第3号

(2) 様式の入手方法

農業委員会事務局（農林課内）の窓口に備えております。

8. 受付期間

令和3年12月6日（月）から令和4年1月5日（水）まで【必着】

※ 持参される場合には、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

9. 選考方法

提出書類をもとに書類選考します。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）

選考結果は、推薦者及び応募者全員に文書で通知します。

※ 農業委員と重複して推薦又は応募することはできますが、農地利用最適化推進委員と農業委員を兼ねることはできません。

10. 推薦及び応募書類提出先並びに問合せ先

舞鶴市農業委員会事務局（農林課内）

〒625 - 8555 舞鶴市字北吸 1044 TEL 0773 - 66 - 1023

11. その他

受付期間の中間及び終了後に、舞鶴市のホームページ等で、提出のあった推薦及び応募書類をもとに区域ごとに下記の内容を公表します。

- (1) 推薦を受けた者の数及び応募した者の数
- (2) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦者（法人又は団体）については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件
- (4) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦者が被推薦者を舞鶴市農業委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が舞鶴市農業委員に応募しているか否かの別